

【再処理施設における管理されていない開口部について】

- ・ 使用済燃料の再処理の事業に関する規則では、核物質防護上、特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）においては、当該防護区域を鉄筋コンクリート造り等の堅固な構造の障壁によって区画し、適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置することが要求されている。
- ・ 2022年10月13日、当社の再処理施設防護区域内である建屋の地下において、適切かつ十分な監視がされていない（以下「管理されていない」という。）開口部の存在を認知した。これにより、防護区域から、周辺防護区域^{※1}内である共同溝^{※2}に人が自由に行き来できる状態になっていた。
- ・ 本開口部は、建屋地下水流入対策工事において、建屋と共同溝間にあるケーブルトレイ部の止水工事のために、一時的に開口部が発生した状態となっていた。
- ・ 本事象を受け、当社は直ちに原子力規制庁に事案の発生を報告した。また、応急措置として開口部近傍に侵入防止のための仮設防護柵を設置するとともに、開口部につながる部屋の出入口扉前に警備員を配置し、防護区域入域時と同等の入域制限を行うなどの対応を行った。並行して、同様な工事の有無について調査したところ、再処理施設内で、同様に管理されていない開口部が発生した状態になっている箇所を複数確認したため、最初に確認した開口部と同等の対応を行った。
- ・ その後、確認された全ての開口部については、2022年12月に閉止措置を完了した。
- ・ 本事象の問題点は、工事担当部門が地下部における防護区域境界に対して認識不足だったこと、および核物質防護対策を講じるべき部門（以下「核物質防護部門」という。）が地下での防護区域境界に影響を与える工事を把握できていなかったことである。
- ・ 対策として、工事担当部門を含む立入制限区域^{※3}入域者に対して、防護区域境界の考え方などの教育を徹底するとともに、再処理施設に係る工事に対して、核物質防護部門が核物質防護に対する影響の有無を確認し、必要な処置を決定する仕組みを構築した。

※1 防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うために、防護区域の外側に設置する区域。

※2 再処理施設において、建屋間を取り合う配管やケーブル等を敷設しているトンネル。

※3 周辺防護区域の周辺に設置する、人の立入りを制限するための区域

以上